

令和6年度「障害者対策総合研究開発事業(精神障害分野)
公募に関する Q&A

令和6年1月26日

Q1

公募課題1について、既に進捗している課題を補強する目的としても申請は可能か。あるいは全く新規課題とするべきか。

→既に進捗している課題での応募は妨げない。ステップアップやさらなる改良を目指す提案でも可。

Q2

公募3について、バイオマーカー開発も対象となるか。

→対象となる。

Q3

公募3について、動物実験に限ってしまう計画提案は可能か。

→動物実験のみの提案は対象に含まない。ただし、動物実験を含む提案であれば必ずしも応募を排除するものではない。

Q4

公募説明会では、公募1に関して「必ずしも新規課題ではなくとも、ある程度進捗している課題でも提案してよいか」との質問に「問題ない」との回答であったが、課題3についても同様と考えよいか。

→その認識で問題ない。

Q5

公募課題4について、データの規模感や対象疾患の幅について知りたい。例えばコロナ後遺症も守備範囲に含めてよいか。

→公募要領に記載の条件を満たすことができる規模が必要。統合プラットフォームとして企業等の治験データを組み込むことを想定していることから、対象疾患を限定することは本公募主旨に見合わない可能性が大きい。

Q6

研究プロトコルは、提案書内(「2. 研究計画・方法」)に含めればよいか。

→計画書に含めるのではなく、別途提出のこと(公募要領 第4章)

Q7

研究プロトコルの様式に指定はあるか。

→様式は問わない。記載事項やページ数等についても特段の制約は定めない。すでに倫理委員会へ提出済み(あるいは提出予定)のプロトコルを提出することも可。

Q8

「応募時に確定した研究プロトコールを提出」とあるが、「確定した」はどのように理解すればよいか。

→「研究計画案として確定している」という意味である。

Q9

海外研究者の参加は可能か。

→公募要領(第3章)を確認のこと。